

愛西市スポーツ施設等指定管理者業務仕様書

令和 7 年 7 月

愛西市教育委員会

目 次

第1章 基本方針	1
第2章 指定管理者が行う業務の内容	
1. 利用の許可等に関する業務	1
2. 使用料金の徴収等に関する業務	4
3. 施設・設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務	7
4. 施設利用者の利便向上に資する業務	8
5. 愛西市学校体育施設の開放に関する業務	9
6. 愛西市夏休み学校プール開放に関する業務	11
7. 緊急時の対応に関する業務	11
8. 事業計画及び事業報告に関する業務	12
9. モニタリング・自己評価に関する業務	13
10. 市及び市の関係機関の実施事業に対する協力業務	13
11. スポーツ施設予約システムに関する業務	13
12. その他、施設の管理運営に必要と認められる業務	13
第3章 留意事項	14

愛西市スポーツ施設等指定管理者業務仕様書

愛西市スポーツ施設等指定管理者募集要項の規定に基づき、指定管理者が行う業務の範囲については、この業務仕様書に従い実施するものとする。

第1章 基本方針

愛西市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、気軽にスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツの振興を推進するとともに、競技スポーツの振興やスポーツ活動の交流拠点等の整備にも努めている。

こういった当市の基本的なスポーツ振興に対する考えの中で、指定管理者は管理運営を実施するスポーツ施設等並びに学校体育施設開放事業において、住民の平等な利用の確保や安全性の確保について十分な配慮をするものとし、愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理・運営する社会教育施設との協調性・連携を図りながら、当市のスポーツ推進計画の基本理念を念頭に施設運営や事業展開を推進することを、基本方針とする。

第2章 指定管理者が行う業務の内容

1. 利用の許可等に関する業務

開館（場）時間、休館（場）日、利用制限並びに利用許可については、当該スポーツ施設等の関係条例及び規則に基づき実施するものとする。

（1）開館（場）時間、休館（場）日及び利用制限並びに利用許可について

当該スポーツ施設等に関する条例及び規則の規定に従うこと。

なお、教育委員会の承認を受け、開館（場）時間、利用形態、利用区分、休館（場）日の臨時的な変更並びに臨時の休館（場）日を定めることができるものとする。

条例等に規定する各施設の開館（場）時間、利用形態、利用区分並びに休館（場）日については次のとおりである。

また、利用申請の受付、許可について利用団体から申請があった場合は、調整（抽選）会後はいずれのスポーツ施設等の申請であっても、各体育館で受付ができる体制により行う。

【開館（場）時間】

施設名	開館（場）時間	開館（場）期間
愛西市親水公園総合体育館	午前9時から午後9時30分まで トレーニングルーム 午前10時から午後9時まで	通年
愛西市立田体育館	午前9時から午後9時30分まで	
愛西市佐織体育館	午前9時から午後9時まで	
愛西市佐屋総合運動場	午前6時から午後6時まで 夜間利用は午後6時30分から午後9時30分の間の2時間	通年 夜間利用は4月1日から 11月30日まで
愛西市親水公園総合運動場	午前6時から午後6時まで 夜間利用は午後6時から午後9時30分の間の2時間 ただし、フットサルコートについては金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日における夜間利用は、午後6時から午後11時の間の2時間	通年

愛西市佐屋スポーツセンター 愛西市佐織総合運動場	午前6時から午後6時まで 夜間利用は午後7時から午後9時まで	
愛西市八開運動場	午前6時から午後6時まで	通年

【利用形態】

スポーツ施設等の利用形態については、概ね団体利用（専用）と個人利用（愛西市親水公園総合体育館・愛西市立田体育館・愛西市佐織体育館）に区分され、施設ごとの詳細は次のとおりである。

施設名	利用形態の内容	
愛西市親水公園総合体育館 愛西市立田体育館 愛西市佐織体育館	専用利用	利用日の3箇月前の月の第2土曜日に、地区毎に各体育館で調整（抽選）会を実施し、その日から3日前までに申請する。
	個人利用	愛西市親水公園総合体育館弓道場・愛西市立田体育館及び愛西市佐織体育館の競技場・剣道場・柔道場並びに愛西市佐織体育館トレーニング室の個人利用は団体の専用利用がない場合に、個人利用券を購入により利用する。
		愛西市親水公園総合体育館トレーニングルームは、トレーニングルーム利用券を購入し利用する。（初回講習制度あり）
愛西市佐屋総合運動場 愛西市佐屋スポーツセンター 愛西市親水公園総合運動場 愛西市八開運動場 愛西市佐織総合運動場	利用日の3箇月前の月の第2土曜日に、地区毎に各体育館で調整（抽選）会を実施し、その日から3日前までに申請する。ただし、八開地区（八開運動場）の調整（抽選）会については、立田体育館で実施する。	

【利用区分】

スポーツ施設等の利用区分・単位は、次のとおりである。

施設名	利用区分の内容
愛西市親水公園総合体育館 愛西市立田体育館 愛西市佐織体育館	専用利用は、午前・午後1・午後2・午後3・夜間の利用区分を単位とする。 メインアリーナ・競技場は半面単位とする。 照明・冷暖房設備は1時間単位とし、付属設備は1回（1日以内）の利用を単位とする。
愛西市佐屋総合運動場 愛西市佐屋スポーツセンター 愛西市親水公園総合運動場 愛西市八開運動場 愛西市佐織総合運動場	利用時間は2時間単位とする。 夜間照明利用は2時間単位、利用期間を設定、1面を単位とする。

【休館（場）日】

施設名	休館（場）日
愛西市親水公園総合体育館 愛西市立田体育館 愛西市佐織体育館	毎週月曜日。 祝日の翌日。（当該翌日が祝日の場合は休館日、なお当該翌日が土、日曜日は除く） 12月28日から翌年1月4日まで。
愛西市佐屋総合運動場 愛西市佐屋スポーツセンター	12月29日から翌年1月3日まで。 夜間利用の期間は、12月1日から翌年3月31日まで。
愛西市親水公園総合運動場	12月29日から翌年1月3日まで。
愛西市八開運動場 愛西市佐織総合運動場	12月29日から翌年1月3日まで。 夜間利用の期間は、12月1日から翌年3月31日まで。

なお、当該スポーツ施設については教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日の臨時的な変更並びに臨時の休館日を定めることができる。

（２）人員配置について

管理運営業務を実施するにあたり必要な業務執行体制を確保するとともに、関係する法令及び条例等を遵守し管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人員を配置する。

現行の職員配置については、次のとおりである。

※立田体育館及び佐織体育館について、施設利用がない時間は、必要最低限の人員配置とし、3体育館全体での効率的な人員配置での勤務体制をとってください。

※愛西市佐屋総合運動場及び愛西市佐織総合運動場については、管理人を常駐しないことも可能とします。

窓口施設名	現行の配置人員	管理施設	管理運営委託関係
	統括責任者 1 名 資料作成担当事務員 3 名		
愛西市親水公園総合体育館	通常業務 3 名	愛西市親水公園総合体育館	トレーニングルーム 2 名、 夜間管理 2 名 土日等イベント時 1 名増員
		愛西市佐屋総合運動場	管理人 1 名
		愛西市佐屋スポーツセンター 愛西市親水公園総合運動場	管理人不在
愛西市立田体育館	通常業務 2 名	愛西市立田体育館	夜間管理 2 名
		愛西市八開運動場	管理人不在
愛西市佐織体育館	通常業務 2 名	愛西市佐織体育館	夜間管理 2 名
		愛西市佐織総合運動場	管理随時 1 名

① 責任者の配置等施設管理及び事業運営に必要な有資格者等を配置すること。

② 愛西市親水公園総合体育館に次のいずれかの資格を有する者、又は愛西市が同等と認める者をトレーニングルーム指導員として1名配置すること。

ア (財)健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士

イ (財)健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動実践指導者

ウ (財)日本スポーツ協会が認定するスポーツプログラマー

エ (財)日本スポーツ協会が認定するアスレティックトレーナー

オ (財)日本体育施設協会が認定するトレーニング指導士

カ (財)中央労働災害防止協会が認定するヘルスケア・トレーナー

③ 親水公園総合体育館に危険物取扱者（乙種4類）の有資格者を配置すること。

2. 使用料の徴収等に関する業務

(1) 使用料について

条例で定められている施設ごとの使用料（愛西市体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第80号）、愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第81号）及び、愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）に基づき指定管理者が徴収する場合は、利用料）を以下のとおりを徴収する。

【愛西市親水公園総合体育館】

（単位：円）

利用区分			午前	午後1	午後2	午後3	夜間（照明含む）	全日
			9:00～ 12:00	12:00 13:00～	13:00～ 17:00	17:00～ 18:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
専用 利用	メインアリーナ	全面	4,800	1,600	6,400	1,600	7,730	22,130
		半面	2,400	800	3,200	800	3,850	11,050
	サブアリーナ		2,400	800	3,200	800	3,850	11,050
	弓道場		3,090	1,030	4,120	1,030	4,650	13,920
	会議室1・2		1,140	380	1,520	380	1,330	4,750
	会議室3		840	280	1,120	280	980	3,500
	ミーティングルーム		840	280	1,120	280	980	3,500
	役員控室		840	280	1,120	280	980	3,500
個人 利用	弓道場		200	100	300	100	400	1,100
	トレーニングルーム		10:00～21:00 利用券(1回券) 大人(高校生以上)300 中学生 200 回数利用券(6枚つづり) 大人(高校生以上) 1,500 中学生 1,000 1箇月利用券 大人(高校生以上) 3,560 中学生 2,340					
付 属 設 備	区分		名称				単位	金額
	舞台用設備		舞台照明・操作卓・演台（メインアリーナ）				一式	3,050
	音響設備		移動操作卓・マイク（メインアリーナ）				一式	1,620
			移動操作卓・マイク（サブアリーナ）				一式	1,620
			レクチャーアンプ・マイク（会議室1・2）				一式	1,010
			拡声装置・マイク（屋内用）				一式	810
	その他		プロジェクター・スクリーン				一式	810
			テレビ・ビデオ				一式	810
			移動観覧席（サブアリーナ）152席				一式	2,030
			可動ステージ（サブアリーナ）				一式	1,010

<備考>

- 1) 冷暖房を利用するときは、1時間につき次の金額を加算する。
メインアリーナ全面・半面 2,030円 サブアリーナ 1,010円
- 2) 夜間を除き照明を利用するときは、1時間につき次の金額を加算する。
メインアリーナ全面 610円 メインアリーナ半面 300円
サブアリーナ 300円 弓道場 300円
- 3) 会議室は、一室あたりの金額とする。
- 4) 付属設備の利用料は、1回（1日以内）の利用により徴収する。
- 5) コインシャワーの利用は、1回100円とする。
- 6) 構成員の10分の7以上が市内に住所を有する者である団体（以下「市内の団体」という。）が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に3を乗じて得た額を徴収する。
- 7) 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に8を乗じて得た額を徴収する。

8)	市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 11 を乗じて得た額を徴収する。
9)	市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に 2 を乗じて得た額を徴収する。
10)	市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 6 を乗じて得た額を徴収する。
11)	市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 16 を乗じて得た額を徴収する。
12)	市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 22 を乗じて得た額を徴収する。

【愛西市立田体育館】

(単位：円)

利用区分			午前	午後 1	午後 2	午後 3	夜間（照明含む）	全日
			9:00～ 12:00	12:00 13:00～	13:00～ 17:00	17:00～ 18:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
専 用 利 用	競技場	全面	2,130	710	2,840	710	3,180	9,570
		半面	1,050	350	1,400	350	1,570	4,720
	剣道場		900	300	1,200	300	1,050	3,750
	柔道場		900	300	1,200	300	1,050	3,750
	料理実習室		1,650	550	2,200	550	1,920	6,870
	和室		840	280	1,120	280	980	3,500
	視聴覚室		1,860	620	2,480	620	2,170	7,750
個 人 利 用	競技場 剣道場	大人（高校生以上）	200		200	200		600
		小・中学生	100		100	100		300
	柔道場							
付 属 設 備	名称						単位	金額
	舞台照明						一式	1,320
	放送設備						一式	610
＜備考＞								
1） 競技場（専用利用）の夜間を除き照明を利用するときは、1 時間につき次の金額を加算する。 全面 200 円 半面 100 円								
2） 付属設備の利用料は、1 回（1 日以内）の利用により徴収する。								
3） 市内の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 3 を乗じて得た額を徴収する。								
4） 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 8 を乗じて得た額を徴収する。								
5） 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 11 を乗じて得た額を徴収する。								
6） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に 2 を乗じて得た額を徴収する。								
7） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 6 を乗じて得た額を徴収する。								
8） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 16 を乗じて得た額を徴収する。								
9） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 22 を乗じて得た額を徴収する。								

【愛西市佐織体育館】

(単位：円)

利用区分			午前	午後 1	午後 2	午後 3	夜間（照明含む）	全日
			9:00～ 12:00	12:00 13:00～	13:00～ 17:00	17:00～ 18:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00
専 用 利 用	競技場	全面	4,260	1,420	5,680	1,420	4,860	17,640
		半面	2,130	710	2,840	710	2,430	8,820
	柔道場		900	300	1,200	300	900	3,600
	剣道場		900	300	1,200	300	900	3,600
	トレーニング室		600	200	800	200	600	2,400
	会議室		840	280	1,120	280	840	3,360
個 人 利 用	競技場	大人（高校生以上）	200		200	200		600
	剣道場							
	柔道場	小・中学生	100		100	100		300
	トレーニング室							
付 属 設 備	名称						単位	金額
	舞台照明						一式	1,010
	放送設備						一式	610
<備考> 1） 競技場（専用利用）の夜間を除き照明を利用するときは、1時間につき次の金額を加算する。 全面 200 円 半面 100 円 2） 付属設備の利用料は、1回（1日以内）の利用により徴収する。 3） 市内の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に3を乗じて得た額を徴収する。 4） 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に8を乗じて得た額を徴収する。 5） 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に11を乗じて得た額を徴収する。 6） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に2を乗じて得た額を徴収する。 7） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に6を乗じて得た額を徴収する。 8） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に16を乗じて得た額を徴収する。 9） 市内在住以外の者又は市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に22を乗じて得た額を徴収する。								

【愛西市佐屋総合運動場、愛西市佐屋スポーツセンター、愛西市親水公園総合運動場、愛西市八開運動場、愛西市佐織総合運動場】

(単位：円)

名称		昼間（6:00～18:00）	夜間
愛西市佐屋総合運動場	グラウンド	1 面 1,560	1 面 7,660
	テニスコート	1 面 200	1 面 1,200
愛西市佐屋スポーツセンター		1,560	4,600
愛西市親水公園総合運動場	テニスコート	1 面 360	1 面 1,360
	多目的広場	1,560	3,580
	フットサルコート	1 面 2,640	1 面 4,160
愛西市八開運動場		1 面 400	—
愛西市佐織総合運動場	グラウンド	1 面 1,560	1 面 6,640
	テニスコート	1 面 360	1 面 1,360

＜備考＞

- 1) 使用時間は、2 時間単位とする。
- 2) 夜間使用は、「佐屋総合運動場」については 18：30～21：30、「親水公園総合運動場」については 18：00～21：30、その他スポーツ施設については 19：00～21：00 の間とする。ただし、金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の前日における夜間使用は、「親水公園総合運動場」フットサルコートについては 18：00～23：00 の間とする。
- 3) 「親水公園総合運動場」については、昼間に照明を使用する場合は、1 時間につき次の金額を加算する。
テニスコート 500 円 多目的広場 1,010 円 フットサルコート 760 円
- 4) 構成員の 10 分の 7 以上が市内に住所を有する者である団体(以下「市内の団体」という。)が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 3 を乗じて得た額を徴収する。
- 5) 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 8 を乗じて得た額を徴収する。
- 6) 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 11 を乗じて得た額を徴収する。
- 7) 市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に 2 を乗じて得た額を徴収する。
- 8) 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 6 を乗じて得た額を徴収する。
- 9) 市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 16 を乗じて得た額を徴収する。
- 10) 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 22 を乗じて得た額を徴収する。

- ・指定管理者は、スポーツ施設等の使用料を指定管理者の収入として収受するものとする。
- ・納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- ・使用料以外の業務提供について、別途料金を徴収する場合は教育委員会の承認を得ること。

【親水公園総合運動場及び佐屋総合運動場（都市公園部分）】（一部抜粋）

	区分	単位	使用料（単位：円）
都市公園において行為をする場合	行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき	2 3
	業として写真又は映画を撮影する場合	1 日につき	4 0 0
	興行を行う場合	1 平方メートル 1 日につき	2 3
	展示会その他これらに類する催しを行う場合	1 平方メートル 1 日につき	2 3
備考 面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算するものとする。			

3. 施設・設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

(1) 清掃、施設・設備点検の保守管理及び修繕について

指定管理者は、施設が持つ機能を最大限に活用するとともに、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、安全面、衛生面及び機能面に留意して適切な管理を行うとともに、日常の運用に支障をきたさないように法定点検、日常点検の実施など適切な管理につとめること。

(2) 施設・設備の修繕に関する業務について

指定管理者は、施設及び設備等（備品・案内看板等を含む。）に破損・故障等の不具合が生じたときには、教育委員会及び市に報告するとともに、速やかに修繕又は工事を行うこと。

なお、指定管理者は、1件あたり100万円（消費税等を含む。）未満の施設又は設備（備品・案内看板等を含む。）の修繕を行うこと。

（3）物品の管理について

指定管理者は、施設の運営に支障をきたさないように消耗品等の購入・管理を行うこと。備品については、愛西市物品管理規則に基づき、年1回の照合を行うとともに、廃棄等の異動について随時、教育委員会に報告しなければならない。

備品明細は別途提示する。（備品一覧等）

指定管理者は、指定管理料で購入した消耗品等及び修繕により結果として物品を取得することとなる場合は、その物品は、市の所有に属するものとする。

なお、指定管理者は市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意を持って管理すること。

（4）施設の清掃、及び植栽の維持管理について

指定管理者は、施設利用者が快適に施設を利用することができるように、日常清掃及び定期清掃を実施すること。

また、植栽がある施設については、保護・育成・剪定等、所要の措置を実施し、施設環境を良好に保つこと。

（5）駐車場等の管理について

指定管理者は、駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。各競技大会やイベント開催等混乱が予想される場合、大会主催者（利用責任者）等に対し周辺道路への不法駐車の見回り・交通整理等の配慮を指示するとともに指定管理者も監視し、周辺住民に迷惑をかけることがないよう十分に配慮すること。

（6）施設の案内看板等の管理について

指定管理者は、道路・施設等に設置してある施設の案内看板等の管理を行うこと。

定期的に案内看板を確認し、状況（腐食・亀裂等）を教育委員会に報告すること。

（7）保安全管理について

指定管理者は、管理区域内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪、不法投棄及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安全管理を適切に行うこと。

4. 施設利用者の利便性向上に資する業務

（1）自主事業について

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。（別紙業務基準書 P18 第4章指定管理者の行う自主事業の基準参照）

なお、この場合は事前に教育委員会の承認を得ること。

また、各施設の利用にあつては、指定管理者が作成するスポーツ施設の年間利用計画に予定された利用を優先すること。

ただし、各施設の利用にあつては、教育委員会が開催するスポーツ教室等の事業、スポーツ協会加盟団体が開催する市民大会、市の執行機関並びに附属機関が利用する事業、市以外の者が市及び教育委員会と共催して利用する事業、市及び教育委員会の後援または利用許可を受けて利用する事業、補助団体の定期活動等を優先すること。

また、自主事業の実施による収入は指定管理者の収入とします。

（2）スポーツ施設の年間利用計画の作成及び公表について

指定管理者は、施設ごとに翌年度分の体育館施設の年間利用計画を教育委員会が指定する日までに作成し、教育委員会に報告すること。

（3）自動販売機の設置について

指定管理者は、施設の設置目的を損なわない範囲で教育委員会の許可を得て自動販売機を設置することができる。現在設置が認められている自動販売機については、継続して設置すること。

（４）売店等の物品販売について

指定管理者は、施設の設置目的を損なわない範囲で教育委員会の許可を得て売店等を設置することができる。ただし、売店等の設置により施設の一部を占有する場合は、行政財産目的外使用料を市に納付すること。

５．愛西市学校体育施設の開放に関する業務

指定管理者は、愛西市学校体育施設の開放に関する条例及び規則に従い、愛西市立各小中学校（佐屋中学校、永和中学校、立田中学校、八開中学校、佐織中学校、佐織西中学校、佐屋小学校、佐屋西小学校、市江小学校、永和小学校、立田南部小学校、立田北部小学校、八輪小学校、開治小学校、北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校）の体育施設（運動場、テニスコート、体育館、武道場等。）（以下「学校体育施設」）という。）の開放事業を実施すること。

条例等に規定する各学校体育施設の開館（場）時間、利用形態、利用区分、並びに休館（場）日については、次のとおりである。

また、使用申請の受付、許可については、各学校の学校開放担当者から指定された開放日時に基づいて行うものとし、受付体制については、いずれの学校体育施設の申請であっても、各体育館で受付ができる体制により行う。

条例で定められている施設ごとの使用料（以下のとおり）を徴収する。

なお、別途学校体育施設の開放の利用に係る料金徴収委託業務契約を結ぶこととする。

【開館（場）時間】

施設名	開館（場）時間	開館（場）期間
運動場	午前６時から午後６時まで	土・日・祝日・休日
テニスコート	夜間使用は、午後７時から午後１０時まで	通年
体育館	午前６時から午後６時まで	土・日・祝日・休日
武道場等	夜間使用は、午後７時から午後１０時のうちの２時間	平日
	夜間使用は、午後６時から午後１０時のうちの２時間	土・日・祝日・休日
＜備考＞ 運動場・テニスコートの夜間使用可能施設は、八開中学校運動場・テニスコート、佐織中学校運動場に限る。なお、八開中学校運動場・テニスコートの夜間開場期間は４月１日から１０月３１日まで。佐織中学校運動場の夜間開場期間は通年。		

【使用形態】

学校体育施設の利用形態については、団体使用（専用）とし、施設ごとの詳細は次のとおりである。

施設名	使用形態の内容
学校体育施設	使用日の前月の第２土曜日に、各地区毎に各体育館で調整（抽選）会を実施し、その日から３日前までに申請する。ただし、八開地区（八開中学校・八輪小学校・開治小学校）の調整（抽選）会については、立田体育館で実施する。市内在住の者で組織する１０人以上の団体で成人の責任者を有する登録団体（ただし、テニスコート、武道場、剣道場、卓球室を使用する団体は、４人以上とする）及び市スポーツ協会加盟団体。

【利用区分】

学校体育施設の使用区分・単位は次のとおりである。

施設名	利用区分の内容
学校体育施設	使用時間は2時間単位とする。 夜間照明使用は2時間単位とする。 利用期間（夜間）、使用単位は学校及び施設毎に設定する。 昼間照明使用は1時間単位とする。

【休館（場）日】

施設名	休館（場）日
学校体育施設	各学校において学校行事等により開放されない日及び時間帯。 12月29日から翌年1月3日まで。

【使用料について】

条例で定められている施設ごとの使用料は次のとおりである。（単位：円）

学校体育施設	運動場等			体育館等		
	単位	昼間使用料	夜間使用料	単位	昼間使用料	夜間使用料
佐屋中学校		無料	—	半面	無料	600
佐屋中学校武道場		—	—	階	無料	600
永和中学校		無料	—	半面	無料	600
永和中学校武道場		—	—	半面	無料	600
立田中学校		無料	—	半面	無料	600
				剣道場	無料	600
八開中学校	野球	無料	3,040	半面	無料	600
	テニス	無料	1,000	卓球室	無料	600
佐織中学校		無料	1,000	半面	無料	600
佐織西中学校		無料	—	半面	無料	600
佐屋小学校		無料	—	半面	無料	600
佐屋西小学校		無料	—	半面	無料	600
市江小学校		無料	—	半面	無料	600
永和小学校		無料	—	半面	無料	600
立田南部小学校		無料	—	全面	無料	600
立田北部小学校		無料	—	全面	無料	600
八輪小学校		無料	—	全面	無料	600
開治小学校		無料	—	全面	無料	600
北河田小学校		無料	—	半面	無料	600
勝幡小学校		無料	—	半面	無料	600
草平小学校		無料	—	半面	無料	600
西川端小学校		無料	—	半面	無料	600

<備考>

- 1) 体育館等を全面使用する場合は、半面使用料の2倍とする。
- 2) 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。
- 3) 立田中学校の体育館等(剣道場を除く。)において冷房設備を使用する場合は、1時間につき4,880円を加算する。
- 4) 佐屋中学校、八開中学校(卓球室を除く。)、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館等において冷房設備を使用する場合は、1時間につき700円を加算する。

- ・指定管理者は、学校体育施設の開放の利用に係る料金を市へ全額納付するものとする。
- ・納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

6. 愛西市夏休み学校プール開放に関する業務

指定管理者は、愛西市夏休み学校プール開放事業実施要綱及び要領に従い、愛西市の小学校プールを活用して行うプールの開放事業を実施すること。

【開館（場）時間】

施設名	利用時間	開館（場）期間
市内の小学校プール （１校を開放） ※開放校は年度によっ て異なる場合もある。	午前９時から正午まで	毎年、８月上旬から下旬にかけて２ 週間程度を予定。 開放校と日程調整を行う。
	午後１時から午後４時まで	
＜備考＞ 遊泳は１時間あたり５０分とし、１０分間の休憩を設ける。		

【利用形態】

学校プールの利用形態については、次のとおりである。

施設名	利用形態の内容
市内の小学校プール（１校を開放） ※開放校は年度によって異なる場合もある。	市内に在住する小中学生とする。 小学校１年生又は小学校２年生の利用者は１８歳以上の付添人を必要とする。付添人１人につき児童２人までの利用可能とする。 一度に利用可能な定員は８０人とする。

【利用料金について】

プール利用料金は無料とする。

7. 緊急時の対応に関する業務

（１）危機管理計画書の作成について

指定管理者は、愛西市地域防災計画に基づき、各施設及び統括部署を含めた災害時及び緊急時に備えた危機管理計画を作成し、教育委員会の許可を得ること。

（２）緊急時の対応について

利用者の安全を第一とし、事件、事故、災害及び緊急時には迅速かつ適切に対応すること。また、自主避難者の受け入れの必要がある場合及び避難所が開設された場合には、速やかに該当する施設及び学校開放の利用者に使用不可の連絡をとり、自主避難者受入施設及び避難所の開設に協力をする。

特に風水害等災害対策時及び地震災害対策時においては、親水公園総合体育館、立田体育館、佐織体育館が指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されており、愛西市地域防災計画に基づき指定管理者は教育委員会及び市と協力して管理を行うこと。

（３）訓練の実施について

消防法等に基づき、緊急時に適正に対応する訓練などを計画に基づいて実施すること。

（４）損害の賠償について

指定管理者の責めに帰すべき理由により、教育委員会及び市、又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償する。なお、施設賠償保険は指定管理者が加

入すること。また、保険範囲については協定において定めるものとする。

火災保険に関しては市（教育委員会）が加入し、保険に関する業務は愛西市総務部財政課が行う。

（５）事故等の報告について

事故、盗難、破壊等の犯罪、火災等災害、施設及び設備等の故障発生時には直ちに教育委員会に報告すること。

８．事業計画及び事業報告に関する業務

（１）事業計画の作成・提出について

指定管理者は、次年度の事業計画を策定し、毎年１０月末までに事業計画書及び収支予算書を教育委員会に提出する。事業計画の策定にあつては、教育委員会と調整を図ること。

（２）事業報告の作成・提出について

- ① 指定管理者は、当該施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、教育委員会が指定する期間保管し、求めがあつた場合には提出すること。
- ② 毎月、利用状況及び業務日報（利用者からの意見、要望等とその結果及び対応策を含む。）に基づいて事業報告書を作成し、翌月１０日までに教育委員会に提出すること。
- ③ 利用状況については日別、月別及び年度合計等を記した所定の文書を作成すること。
- ④ 指定管理者は、前年度の事業報告書、収支決算書及び利用実績等の統計資料を毎年４月末までに作成し、法人等（共同事業体の場合は、構成団体毎）自体の直近の決算書とともに、教育委員会に提出すること。
- ⑤ ３ヶ月に一度、過去３ヶ月間の業務内容を総括した四半期総括表及び収支報告書を作成し、教育委員会に提出すること。
- ⑥ 施設修繕等施設管理に係る業務を実施した場合は、業務完了報告書を作成し、教育委員会に提出すること。
- ⑦ その他、教育委員会が特に必要と認める報告事項が生じた場合、その作成及び提出に協力すること。

（３）経費等について

① 予算の執行

- ア 人件費、管理費及び事業費は、応募団体からの予算提案額に基づき、別途協定書で定めた予算額以内で執行すること。
- イ 年間の運営は、協定書で定めた予算科目の予算以内で執行すること。ただし、教育委員会との協議により科目間の流用ができること。
- ウ 使用料収入の減少など指定管理の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填しない。
- エ 業務委託は、原則として本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、施設の管理運営に関する業務を委託する場合で、あらかじめ教育委員会の承認を得たものについてはこの限りでない。

② 経理規定

- ア 指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。
- イ 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理をその他の事業の経理と明確に区分し、独立した会計帳簿類を明確に区分するとともに、経理書類を開示すること。
- ウ 指定管理者は、関係帳簿の公開や日常業務に関していつでも監査が受けられる体制を整えること。

③ 公有財産の管理

指定管理者は、公有財産の取扱管理等については愛西市公有財産規則に基づき、適切に行うこと。

④ 実地調査

教育委員会及び市は必要に応じて予算執行、労務管理、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営についての調査を行うことができる。また、市監査委員は、指定管理者に対して

経理の状況等に関する監査を実施することができる。これらの場合において、指定管理者が業務の実施体制や事業計画（運営管理・維持管理等）に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、改善措置を講ずる等の指導を行う。

改善されないときは、指定管理者の指定の一部又は全部の取消し、業務の停止、指定管理料の減額などの措置を行うことができるものとする。

指定管理者は、合理的な理由無くこれを拒否できないこととする。

（４）収入等について

① 自主事業収入

指定管理者が行う自主事業で参加者から参加料等を徴収する場合は、自主事業収入として収支計画書に計上すること。

② その他収入

公衆電話収入、コピー機収入等があれば、その他収入として収支計画書に計上すること。

９．モニタリング・自己評価に関する業務

施設管理運営業務の質的な向上及び市民サービスの増進を図るため、定期的に利用者等から意見を聴取し、利用者モニタリングを行うこと。また、毎年度基本協定書、スポーツ施設等の業務仕様書の内容及び第二次提案書の提案内容を自己評価すること。自己評価結果は教育委員会に提出し、次年度管理運営業務に反映すること。

１０．市及び市の関係機関の実施事業に対する協力業務

指定管理者は、教育委員会、市及び市の関係機関が実施する業務に協力すること。

１１．スポーツ施設予約システムに関する業務

スポーツ施設等の予約等について、スポーツ施設予約システムによる申請等の管理を行うこと。

１２．その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

（１）公共建築物の法定点検について

体育館施設は、公共建築物であり建築基準法で建物、敷地、設備等の維持保全に努め、建物、敷地、設備等について損傷・劣化の状況を点検するよう義務付けられています。指定管理者は建物、敷地の点検については３年以内ごと、設備については１年以内ごとに点検を実施するとともに、点検結果を教育委員会に報告すること。

（２）各種統計資料等の作成について

指定管理者は、教育委員会より施設の管理運営に必要な文書及び各種統計資料の作成を求められた場合は、作成し提出すること。

（３）使用料の減免及び優先利用について

指定管理者は、条例、規則に定める減免を受けようとする市の補助団体及び施設利用登録団体の取り扱いについては、教育委員会に協議する。

また、スポーツ施設等の利用についても教育委員会、市、市の執行機関及び市の補助団体が主催する事業により利用する場合は、一般の利用より優先して利用を受付けるものとする。その他、慣例による優先利用については、協定締結時に別途協議する。

（４）ホームページについて

指定管理者は、各施設のホームページを作成し管理すること。ホームページの内容については、愛西市ホームページ広告作成ガイドラインを参考にすること。公開前に必ず教育委員会の承認を得ること。（追加・変更も同じ）

（５）連絡調整業務について

教育委員会及び市等関係機関との連絡調整業務を行うものとする。

（６）個人情報の保護について

指定管理者は、個人情報の適正な管理にあたり、個人情報の保護に関する法律（令和５年

法律第79号)及び愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年愛西市条例第33号)その他関係法令等の規定に基づき、適正かつ厳正な取り扱いを遵守するものとします。

なお、個人情報の大切さを全ての業務従事者に対し周知徹底し、万一漏えい等した場合の対策を講じること。

また、指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。指定期間が満了した後も同様とする。

(7) 教育委員会及び市が要望する指定管理者への業務

~~① 総合運動場等の管理について終日管理人を置き、利用申請及び料金の収受もできるようにすること。~~

② 学校体育施設開放業務については各学校体育施設周辺に在住する管理人を置き、開錠・施錠、使用前点検・使用后点検等の業務を委託すること。

③ その他利用者からのサービス向上に関する要望があった場合(年末年始及びゴールデンウィークの開館(場)等)には、それに応える業務を行うこと。

(8) 管理用カメラの管理・運用について

管理用カメラが設置されている施設については、「愛西市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」(平成24年愛西市訓令第45号)の趣旨に従い、管理用カメラを管理・運用すること。

(9) その他

① 各施設における事業系ゴミの処理は、市が許可した業者に依頼すること。

② その他、施設の管理運営に必要と認められる業務を行うものとする。

第3章 留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

1. 指定管理者の本部機能は、親水公園総合体育館に設置すること。
2. 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
3. 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別に定める場合には、教育委員会と協議を行うこと。
4. 令和8年度以降における各体育館施設のスポーツ教室等の事業について
 - (1) 令和5年度に実施している事業規模を基準とすること。
 - (2) 教室参加料は、令和5年度を参考に設定すること。
5. 市有財産の目的外使用許可に関する事務は、教育委員会が実施する。
6. 市が必要と認める各スポーツ施設等の駐車場に係る賃貸借地契約は、教育委員会が実施する。
7. 管理施設の設置目的に沿った管理運営を行うため、教育委員会が設置する実績評価委員会、次年度事業計画の事前協議(運営委員会)、毎月1回行う定例会(前月の事業報告等)に参加協力し、次年度事業計画の事前協議(運営委員会)及び定例会の会議録を作成し、教育委員会に報告すること。
8. 親水公園総合体育館・佐屋総合運動場・親水公園総合運動場は、都市公園の中に設置されたスポーツ施設であり施設の設置目的以外の利用及び施設の改修等については、教育委員会及び愛西市産業建設部都市計画課と協議を行うこと。
9. 管理施設の設置目的に沿った管理運営を行うため、市スポーツ協会及び加盟団体、県スポーツ協会・県公立武道館・県体育施設協会等が開催する事業に参加協力すること。
10. 国及び地方選挙の投・開票等の場所に指定された施設は、愛西市選挙管理委員会が設営準備から利用後の片づけに要する日を占有させるよう協力すること。
11. 指定期間開始前における引継ぎ事務において、引継ぎが円滑かつ支障なく実施できるように体制を整えること。また、再就職を希望する従業員の雇用に努めること。
12. 指定期間終了における引継ぎ事務において、自らの経費で引継ぎを行い、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を実施することができるよう協力すること。
13. 簡易・軽微な工事及び作業等に関しては、可能な限り地元業者に依頼発注するように努める

こと。

14. その他、業務実施にあたり不明な事項については、教育委員会と随時協議を実施し、円滑なスポーツ施設等の管理運営を図るものとする。